

## 令和元年7月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和元年7月22日(月) 開会18時00分  
閉会19時15分

場 所 レセプションホール

出席者 教育長 寺岡 悌二  
教育委員 福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)  
小野 和枝 教育委員  
山本 隆正 教育委員  
川崎 栄一 教育委員  
議事録署名委員 小野 和枝 教育委員

教育庁 稲尾 隆 教育参事  
末田 信也 教育次長兼教育政策課長  
北村 俊雄 学校教育課長  
三宅 達也 社会教育課長  
花木 敏寿 スポーツ健康課長  
藤田 一樹 教育政策課参事  
志賀 貴代美 学校教育課参事  
利光 聡典 学校教育課参事兼総合教育センター所長  
森本 悦子 社会教育課参事  
塩地 美千代 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事  
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐兼教育政策係長  
縄田 早苗 教育政策課課長補佐兼社会教育主事

傍聴人 0名(職員研修12名)

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について  
第2 令和2年度使用別府市立学校教科用図書採択について  
【議第44号】※非公開  
第3 市指定史跡「天神畑古墳」の追加指定について【議第45号】

報告事項 (1) 鬼ノ岩屋・実相寺古墳群保存活用計画策定検討委員会設置要綱の制定について【報告第12号】  
(2) 別府市社会教育委員の退任について【報告第13号】

その他 (1) 令和元年度別府市外国語指導助手について  
(2) 別府市における地域学校協働活動の活性化について(中間報告)  
(3) 第72回大分県民体育大会の結果について  
(4) 学校給食施設保護者説明会等について(経過報告) ※非公開  
(5) 8月定例教育委員会の開催日程について

# 議 事 録

## ◎ 開 会

**寺岡教育長** ただいまより令和元年7月の定例教育委員会を開会いたします。

---

## ◎ 議事録署名委員の指名について

**寺岡教育長** 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は小野委員さんをお願いします。  
今回の定例教育委員会から、6月30日をもって任期満了で退任されました高橋教育委員の後任として、川崎教育委員が就任されておりますので、皆様にご紹介させていただきます。

### ※川崎栄一教育委員より挨拶

ありがとうございました。  
本日の議事のうち、議事日程第2、議第44号 令和2年度使用別府市立学校教科用図書採択について、その他(4)学校給食施設保護者説明会等につきましては、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定によりまして非公開とすることを提案いたします。  
お諮りいたします。以上の案件を非公開とすることに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。出席者の3分の2以上でございますので、これを非公開といたします。また、これにより、非公開の議事は最後に行います。

---

## ◎ 市指定史跡「天神畑古墳」の追加指定について

**寺岡教育長** それでは議事日程第3、議第45号 市指定史跡「天神畑古墳」の追加指定につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

**社会教育課長** 議第45号 市指定史跡「天神畑古墳」の追加指定について、別府市教育委員会所管事務委任規則第3条の規定により議決を求めるものでございます。

3ページをご覧ください。名称は「史跡 天神畑古墳」と言います。所在地は別府市大字北石垣字高橋1547番2、面積は337平米です。土地の所有者は、株式会社大分住宅情報センターでございます。4ページをご覧ください。こちらは、実相寺古墳群の地図でございますが、鶴高通り

と九州横断道路が交差しているところの西側です。5ページをご覧ください。この図が実相寺古墳群の図面でございます。鷹塚古墳が中央に位置しており、これを中心に天神畑古墳が東側、海側のほうに位置しております。下のほうが天神畑の1号墳、上のほうが2号墳でございます。今回追加指定する箇所は、黒塗りの部分でございます。

3ページをご覧ください。これまでの経緯でございますが、平成2年7月9日から8月2日の間に天神畑1号墳の発掘調査が行われました。平成25年3月15日に実相寺古墳群が県史跡に指定を受けました。平成29年10月24日から12月12日の間に天神畑2号墳の確認調査を行いました。平成30年2月20日に天神畑古墳を市史跡に指定をしております。それから今回、別府市文化財保護条例第4条第3項によりまして、別府市の史跡に指定をするために、別府市文化財保護審議会に諮問いたします。そのために議決を求めるものでございます。今後の日程といたしましては、教育委員会で議決をいただいた後、審議会に諮問をいたしまして、答申をいただいたのちに、教育委員会に指定の議決を提案するものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** 指定するとどうなるんですか。

**社会教育課長** この用地を購入いたします際に、国の指定を受けますと、国のほうから80%、県から5%、市から15%の補助が出ます。

**山本委員** 今回追加指定をしなければいけない状況になった理由をもう一度教えていただきたいのですが。

**社会教育課長** まず天神畑古墳につきましては、この図の大きな四角の部分が市の指定になっております。それから右上の部分は国の指定になっております。今回そのつなぐ部分、黒塗りの部分ですね、そこが市指定を受けるようにしているところでございます。この天神畑古墳がいびつな形になっておりまして、通る道等がございませんので、この黒塗りの部分を購入することによって、広く利用することが可能になってまいります。

**山本委員** 分かりました。では先程の回答と併せて考えると、土地購入のために追加指定をして補助を受けるとい話ですか。

**教育参事** もう一度5ページの図で説明したいのですが、天神畑古墳の右上の飛び出た四角の部分、これが今年度用地買収が完了いたしました。その地権者が先程説明した大分住宅情報センターというところになっております。それで、今回追加指定をしようとしている部分も、同じ地権者であります。今、更地になっていて土地の売買等が予測されますので、この公有地化を図るために県と協議する中で追加指定を受けることによって、こ

のまま上の四角に続いて下の塗りつぶした部分も、国費と県費を合わせて85%補助により購入しようということです。それ以外は、住宅地も居住地になっておりますので、今後用地買収をしていくのもなかなか難しいかなと思っております。しかし、土地の流動性が出てきた段階で公有地化を図っていくという方向で考えております。

**寺岡教育長** 鬼ノ岩屋古墳群と実相寺古墳群、併せて非常に重要な史跡ということで、教育委員会で担当課を中心にそういう動きをしているところでございます。

**小野委員** まだこれ以上見つかって、またこういう状況が起きるといことはあるんでしょうか。

**社会教育課長** こういった史跡は大変貴重なものでございますので、見つければ指定を受けて、また公有地にしてまいりたいと考えております。

**川崎委員** こういった古墳群というのは、非常に文化的要素が高く重要だということで、それを買えるところから買って行ってということだと思んですけど、今後の活用ということについても考えて進めるべきではないかなと思いますので、そういった意味で、ぜひこういったものを活かすという観点で取り組んでいただけたらと思います。

**教育参事** 詳細はまた次のところで説明させていただきますが、この辺一体に古墳があるということで、最終的には全体を公有地化ということになるんですけど、かなり長期的な視点に立たないと、先程言ったように現在は住宅地で居住しておられますので。ただ一方で、今委員から指摘があったとおり、こうやって先行して取得した部分について、保存活用を図っていく視点が大事だと思っておりますので、次の議題で説明させていただきますと思います。

**寺岡教育長** 国の史跡になりますので85%は国と県の補助があるということでありますので進めているところでございます。  
その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第45号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第45号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 報告事項（1）

**寺岡教育長** 次に報告第12号 鬼ノ岩屋・実相寺古墳群保存活用計画策定検討委員会設置要綱の制定についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

**社会教育課長** 報告第12号でございます。鬼ノ岩屋・実相寺古墳群保存活用計画策定検討委員会設置要綱の制定について報告いたします。

別府市教育委員会告示第3号 鬼ノ岩屋・実相寺古墳群保存活用計画策定検討委員会設置要綱を次のように定めます。まず第1条ですが、鬼ノ岩屋・実相寺古墳群の保存と活用を図ることを目的として、古墳群の保存活用計画の策定に関する必要な事項を協議するため、鬼ノ岩屋・実相寺古墳群保存活用計画策定検討委員会を設置するものでございます。第2条では、所掌事項といたしまして、(1)古墳群の保存活用計画に関する(2)その他古墳群の保存活用計画に必要な事項を、教育委員会に報告をいたします。第3条の委員でございますが、学識経験者、別府市行政関係者、その他教育委員会が必要と認める者、のうちから10人以内で組織いたします。第4条の任期ですが、委員の任期は、古墳群の保存活用計画の策定の日までといたします。以下、第5条に組織、第6条に会議、第7条に謝礼、第8条に庶務、第9条に委任について定めております。本委員会で、鬼ノ岩屋・実相寺古墳群保存活用・周知方法について、自治会や保存会などの地域住民や文化財愛護少年団など児童生徒の連携、樹木剪定やフェンス改修など史跡指定地の維持管理について協議いたしまして、鬼ノ岩屋・実相寺古墳群をどのように活用して次世代に残すことができるかを検討するものでございます。

9ページをご覧ください。こちらは、鬼ノ岩屋・実相寺古墳群保存活用計画策定検討委員会の委員でございますが、田中裕介氏、清水宗昭氏の2名が考古学専門で学識経験者でございます。荒金英世氏、宮崎眞行氏、寺岡稔晃氏、安達一恵氏、この4名が地元代表で、その他教育委員会が認めるものとなります。また、教育参事の稲尾隆が行政関係者として委員会を構成するメンバーとなっております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま課長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** 保存活用について、他の市町村にも古墳があると思うんですけど、どういうふうになっているか、調べたことがありますか。

**社会教育課長** 大変申し訳ありません。私の段階では確認しておりませんので、これについてはまた確認をさせていただきたいと思っております。

**教育参事** 詳しい状況ではないんですけれども、まず、鬼ノ岩屋古墳に関して言いますと、他所の九州管内の古墳は自由に見られるような状態になってなくて、別府の場合は、中に入って見られる状態になっているという状況があります。なおかつその自治体では、これから保存する会を作ろう

という段階なんですけど、幸い別府の場合は、見ていただければ分かるように、地元の中に愛護活動をしている団体や保存会というものができているので、そういった意味では他の自治体よりは少し進んでいるというか、そういったベースがあるという形になっております。

**山本委員** 第4条の任期が、保存活用計画の策定の日までとする、となっておりますが、大体目途としてはいつぐらいを予定しているのでしょうか。

**社会教育課長** 本年度中に策定をする予定でございます。

**川崎委員** 保存という点で、この委員会には、鬼ノ岩屋保存会の代表であったり、既にいろいろ活動をされている方をメンバーに入れているということなんですけど、活用という点に関して、この委員の候補の中で、この方は活用という面でいろんな意見がいただけるというようなことはあるのでしょうか。

**社会教育課長** まず地元の方につきましては、既にそれぞれ、実相寺古墳群、鬼ノ岩屋古墳群で保存や整備といったことをしております。地域の児童生徒によって探索等もいたしております。そういった面で、どんなふうに活用していくかということについては、地元代表の方のご意見等をいただけたと思いますし、また、学識経験者の方からも専門的な知識の中でどういうふうに古墳遺跡を活用すればよいとか、そういったご意見をいただけるものと考えております。

**川崎委員** 地元の児童生徒の教育という点では活用のひとつだと思うんですけど、別府市なのでどうしても観光というか、そういうところが気になるんですけど、それについては何か検討されているのでしょうか。

**社会教育課長** それにつきましては、行政関係者といたしまして教育参事が委員として構成されておりますので、今おっしゃった観光面やいろんな面で、行政的な分野では教育参事のほうから意見を出す予定でございます。

**教育参事** 地元で草刈など管理をしたり、まち歩きをしたりという視点から、もっとこういう活用をしたいなという声を拾うための会議でもあるんですけど、先程福島委員からちょっとご指摘があったように、他市の事例も見ないと、例えばこういうサイン、こういう看板などがあるとか、モニュメントのようなものを作っているとか、これからこの会議の中でそういった他市の事例を参考に、その中で活用していくという形になると思います。そして、当然観光という側面がありますので、そういった意味で、例えば鬼ノ岩屋古墳と実相寺古墳を別々に考えるのではなくて、2つを連動させて何かそういった観光に資するような活用法があるのではないかと、そういった面で話し合っていくことになると思います。

**寺岡教育長** 今、図書館・美術館一体的整備が議論されているんですけど、こういう

古墳群もまちづくりや人づくりの中で議論されるべきだというご指摘だと思いますので、担当課もそういうふうな視点から考えられるといいということでございます。その他はよろしいでしょうか。

**小野委員** 委員会は何回ぐらいを予定しているんですか。

**社会教育課長** 実は本日第1回を開催いたしました。12月ぐらいに第2回を開催し、2月または3月ぐらいに第3回を開催する予定でございます。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。  
では他に質疑等もないようでございますので、これで質疑を打ち切りたいと思います。

---

## ◎ 報告事項（2）

**寺岡教育長** 次に報告第13号 別府市社会教育委員の退任につきまして、報告をお願いいたします。

**社会教育課長** 別府市社会教育委員の退任についてご報告いたします。社会教育委員は、別府市社会教育委員の設置に関する条例第2条第2項により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者から16名を教育委員会から委嘱しております。そのうち、今回学識経験者の土井敏行氏から6月30日付け辞任の申し出がございまして、受領いたしましたことをご報告いたします。学識経験者は、土井委員が退任後も5名おります。当分の間は補充をいたしません。必要が生じたときに、委嘱について提案をさせていただきたいと考えております。以上です。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より報告がございました。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。  
特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

---

## ◎ その他（1）

**寺岡教育長** その他の項に入ります。その他（1）令和元年度別府市外国語指導助手についての説明をお願いいたします。

**学校教育課長** 令和元年度別府市外国語指導助手についてご報告をいたします。  
13ページをご覧ください。別府市では現在5名のALTを任用していま

すが、ALTの契約は1年ごとの更新であり、その時期が7月または8月であることから、今回もALTの退職とそれに伴う新規招致がごさいます。資料のとおり、3名が契約を更新、2名の退職に対して3名を新たに任用しますので、8月からは1名増の6名体制になります。新たに任用する3名は、2名がアメリカ、イギリスからの新規招致、1名が大分市から別府市への任用団体変更によるものとなっております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま学校教育課長より説明がございました。委員の皆様、何かございますでしょうか。来年度、小学校3年生から外国語活動が入ってきます。ALTを1名増員するというところでございます。

**山本委員** 1年ごとの更新ということですが、連続何回までとか最長何年間までとか、そういう期間の制限のしほりというのはあるんですか。

**学校教育課長** 別府市ではALTはJETプログラム、自治体国際化協会による斡旋により任用しています。そのルールで、任用期間は原則3年、優秀な者に対しては、4年目5年目と更新ができ、最長で5年というルールになっております。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。それでは以上で質疑を終わります。

---

## ◎ その他（2）

**寺岡教育長** それではその他（2）別府市における地域学校協働活動の活性化について（中間報告）の説明をお願いいたします。

**社会教育課長** 14ページです。社会教育委員の会では、昨年より別府市における地域学校協働活動の活性化につきまして、調査研究を行っております。今年度末にそのまとめがなされるとのことですが、このたびその中間報告といたしまして、地域学校協働活動の現状と課題、及び課題解決に向けた具体的な方策につきまして、教育委員会に中間報告がございましたので、報告をいたします。

まず、国や県の教育政策における「学校・家庭・地域の協働」や「社会教育行政」の方向性でございますが、国では、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について、また、人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について答申が出されました。大分県では、家庭教育支援のあり方や、大分県が進める地方創生につながる社会教育のあり方について、答申や建議が出されています。これらをまとめますと、地域とともにある学校づくりへの転換、子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築、学校を核とした地域づくり、の3つが、社会教育行政に求められて



いるものとなります。

それを踏まえまして、別府市における地域学校協働活動の現状と課題でございますが、まず現状でございますが、学校運営協議会の制度導入に伴い、その実働部会とし学校運営協議会委員を中心とした地域学校協働活動が充実している一方で、地域住民への広がりには課題がございます。次に、地域教育力活性化事業によりまして、公民館職員がコーディネーターを担い、地域学校協働活動としての放課後子ども教室や家庭教育支援等が充実、定着しています。しかしながら公民館と地域、公民館と学校のつながりが弱く、そこに参画する地域ボランティアの広がりには課題がございます。

さらに本市では、校区（地区）青少年健全育成協議会活動による地域学校協働活動があり、学校と地域の協働による地域行事や祭りなどが開催されております一方で、新しい取組が少なく、役員の担い手不足も課題となっております。

このように別府市には、地域学校協働活動としまして、学校運営協議会実働部会・公民館・青少年健全育成協議会の3つの事業が存在しておりますが、そのつながりは十分とは言えない状況にあることが指摘されています。

お手元に、別府市の地域学校協働活動についてという図をお配りしております。こちらをご覧ください。こちらが、その課題を図に整理したものでございます。

この課題解決に向けました具体的な方策といたしまして、下の図の実施例、これがイメージ図となりますが、まず、学校と地域をつなぐコーディネーターの養成と配置が提案されました。これは、各小中学校に学校と地域をつなぐコーディネーター（地域学校協働推進員）を配置、委嘱するものです。次に、こちらは中学校または公民館への配置ということで、それらのコーディネーターを支援し、域内の各地区をつなぐ統括コーディネーターを配置する。またその統括コーディネーターには、PTA役員経験者や民生委員等、学校や地域の信頼が厚い人物から選定されることが望ましいとのことであります。次に、学校運営協議会と地域学校協働活動をつなげるため、学校運営協議委員としてコーディネーターを委嘱します。そして、学校運営協議会実働部会活動と地域教育力活性化事業と青少年育成協議会活動、これらの3つの事業がバラバラにならないように、つながっていくように構築することが提案されています。それにより期待される効果といたしまして、学校・家庭・地域が育てたい子ども像や、解決したい教育課題を共有し、学校を核として地域が一体となって子どもを育むことが期待され、またこの活動を通じ、地域コミュニティの再構築が図られ、次世代を担う人材育成を図ることが期待できるとのことです。

以上のように報告がございましたので、教育委員会に報告をさせていただきます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より社会教育委員の会の中間報告ということで説明がありました。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

学校の教育目標と学校が抱えている課題がみんなのものになっていないと。そういうことをつないでいくという、そして教育課題の解決に持っていきたいと。そういうことでよろしいですか。

**社会教育課長** その解決のためには、学校運営協議会や、公民館がやっております公民館コーディネーターの地域学校協働活動、それから校区の青少年健全育成協議会が、現在ちょっとつながりが十分とは言えない状況でございますので、ネットワークを構築して、この3つの事業がつながるようにすることによりまして、学校の課題解決に向けた方策を取ってまいりたいという方向での提言となっています。

**寺岡教育長** 教育委員の皆様、何かございますでしょうか。現在、別府市教育委員会の方針としましては、地域とともにある学校づくりということで、学校は地域のものである、という認識になっております。ですから、不登校の問題にしてもこれは地域の課題である、地域が一緒になって不登校問題、学力の問題等々さまざまな問題を解決する。学校教育だけでは限界がある、社会教育や社会体育、医療や福祉分野などすべて入り込んで、そういう課題を共有しながらやっていく。そのためにはコーディネーター、中学校校区に統括コーディネーターを配置して、そしてその統括コーディネーターが中心となって、各学校のコーディネーターと連携しながら、子どもたちの見守り活動から教育の質を向上、伸ばしていくということだと思っております。

**福島委員** 最初の、不登校の問題があるからという最初の問題があつて次が始まるわけですね。だから、最初の問題を少し列挙しないと、どこに戻っていか目標が分からないんじゃないですかね。不登校があるから、地域学校協働活動の活性化をする、問題の列挙が最初にないからちょっと分かりにくいかもしれないですね。分かっていたら教えてほしいですけど、先程教育長が言いましたように、不登校の問題がある、いじめの問題がある、〇〇の問題がある、〇〇の問題がある、そして、最初の全体のことがあつてこうやって解決したい。じゃないと目標が分からなくなるんじゃないですかね。どこまでやっていか分からなくなる。ただ、最初的前提条件があると、これをこれによって解決したい。次も、このやり方によってこれを解決したいというのが、書き方というか問題提起の仕方と思うんですけど、いかがですか。

**寺岡教育長** 様々な教育課題があると思うんですけど、ゴールを見せてやっているのか、こういう現状があるからこういうものを取り入れるのか、そういうことだと思いますけど、何かございますか。

**社会教育課長** 今福島委員がおっしゃったように、まずは不登校やいじめ、そういった教育的課題を解決するためにこういった方策を推進していくわけですが、課題解決のために、今あるコミュニティ・スクールや地域学校協働本部などの事業が上手く連携を取って機能していかなければなら

ない部分が、現在十分とは言えない状況にあるというところを課題として、まずはその部分のつながりを取っていくということで方針を検討してはどうか、との社会教育委員の会の指摘でございます。

**福島委員** 問題がなくして解決しても意味がないから、問題をまず列挙する必要があるんじゃないですか。学力の全国テストが悪いから問題がある、だからこういうことをやることで解決していく。不登校が多いから、いじめが多いから、教育中の問題点がいっぱいあると思うんですよね。だから最初にその問題がなくして解こうとしても解けないんじゃないですかね。

**教育参事** もう一度この図で、まさに真ん中の四角で囲った課題の中に「学校の目標や地域の教育課題解決に直結した地域学校活動へと資質を向上させていくために」とあるんですが、今の学校の目標であったり、地域の教育課題って何なの？というところをはっきりイメージしなければというご指摘だと思います。まさにそのとおりだと思いますので、その辺は整理させていただきたいと思います。それで、結局この表の左にあるCS、コミュニティ・スクールですね、この学校運営協議会が、本来であれば地域の方が学校の運営に参画して、目標達成のため、課題解決のために地域の方が参画するところがあるんですけど、ちょっと形骸化しているという部分があります。それで、以前福島委員からご指摘があったと思うんですけど、そういう中にもっと社会教育委員さんが入るとか、そういう体制を考えたほうがいいんじゃないかというのがあるんですけど、ちょっとそういった側面がないというのが1点と、社会教育課でやっている地域教育力活性化事業も何年が続いているんですけど、公民館のコーディネーターと言われる人たちの本来の役割ですね、地域と学校をつないでいくという役割なんですけど、公民館の中に職員として位置づけられていますので、平常は事務的な活動をしなければいけません。公民館業務も担当しているため、あまり本来のコーディネーターの役割というのが果たせないんじゃないかという課題があります。そういう中で、最終的に、この学校教育課の視点と、社会教育課の視点、それぞれの取組を別々とするのではなく、そこはしっかり社会教育の視点と学校教育の視点をつないでいて、ひとつの体制を作っていくと、バラバラにやっているんじゃないかという問題意識から、社会教育委員の会のほうから提言が出されようとしているところです。いずれにしても、ご指摘のとおり、どういう課題があるということは、もっと具体的に列記するような形で整理していただこうと思います。

**小野委員** コーディネーターを配置するということは分かったんですけど、養成ということについて、もう少し詳しく説明してください。

**社会教育課長** コーディネーターにはかなり大きな役割がございます。今、公民館のコーディネーターは、一般非常勤職員として採用されておりますが、こういった職員がいろんなものを身につけて、学校と地域を結ぶ、そういった地域協働活動推進員として役割を担っていくように養成する必要が

ある、そういった意味でございます。

**山本委員** この図を見るのが初めてなので、十分理解できないところがあるかもしれませんが、CSというのはコミュニティ・スクールの略なんですね。これが学校サイドというか、学校運営協議会の部分にあたるんですか。それで、上段の図を下段の図にするといいんじゃないかという話だと思うんですけど、先程言われたように、コーディネーターというのは、現状では公民館にいる一般職員ということですが、下段のようになったときには、コーディネーターはまた別の人を委嘱するということですか。それとも公民館のコーディネーターを養成するなりして、下の図にある委嘱コーディネーターという形で活用して、より横の部分の広がりを持たせるということなんですか。

**社会教育課長** まず、コーディネーターにつきましては、小中学校にいろんな方を委嘱して、配置してはどうかとの指摘です。それから、現在いるコーディネーターについては、統括コーディネーターとして新しくつながりや連携を保って、地域に根ざした活動ができるように、養成していくことも指摘されております。

**山本委員** ということは、この下段にあるコーディネーターというのは新たに委嘱して、それは公民館ではなく学校に配置をして、そのコーディネーターが例えば公民館のコーディネーターと連携を取るとか、そういうので横の広がりを増やしていくというイメージなんでしょうか。

**社会教育課長** コーディネーターは小学校中学校に配置することが提案されており、さらに中学校区、これは中学校または公民館に配置とのことですが、そういった中学校区ごとに統括コーディネーターを配置し、その統括コーディネーターが小中学校に配置しているコーディネーターに対して支援などを行っていくという意味合いでございます。

**教育参事** 現状、各地区公民館にコーディネーターと呼ばれる職員が6名配置されています。ただし、一般事務としての採用であり、非常勤という立場です。なので、公民館で一般事務もしながらコーディネーターの役割もしないといけないということで、なかなか本来の役割を果たせてないのではないかとこのところがあります。今このコーディネーターがやっていることは、地域の高齢者とか、協働活動支援員と言うんですけど、子どもに対して放課後遊びを教えたり宿題の見守りをするという人たちをボランティアで募って、それを各学校の要望に応じて、学校で放課後等に活動してもらうという役割に留まっているんですね。そういうことで、今回社会教育委員の会が提言しようとしている内容、実施例というのは、まず、今公民館に一般事務として配置されている非常勤職員を、もっと専門職員としてしっかり採用して、それぞれ統括コーディネーターという形で活動していくべきではないか、ということがまず1点と、それからもうひとつは、今度新たに各小中学校に配置したいという、統括とい

う言葉が付いていないコーディネーターについては、この案では、今ある校区青少年健全育成協議会というのがあって、その中に構成員として自治会長とか学校長とか主任児童委員とかPTA役員とかいるんですけど、そういった方々をコーディネーターとして委嘱をして、しっかり学校の中に入ってってもらいたいというような提言になっています。これはあくまでも社会教育委員の会が考えている、こういうふうになったらいいのではないですかという提言です。これが中間報告という形です。ただ、この提言の内容に沿っていこうとすると、統括コーディネーターを専門職として扱うことになり、実際、勤務労働条件を変えないといけませんし、青少年健全育成協議会のメンバーになっていただいている方にも、今後そういうコーディネーターをやってくださいというような協議をしていかなければなりません。しかし、まだ何もしておりませんので、これはあくまでも、こういう方向に今後進んでいったらいいんじゃないかなという提言を、中間報告として受けたところでもあります。あとは、最初に言ったように、コミュニティ・スクール側、学校運営協議会が、運営協議会には自治委員の方が入ったりしているんですけど、学校の目標とか、学校の教育課題を解決するというのが、どこまで話し合われていて、運営に反映されているかというところも、今一度見直さないといけないので、本来コミュニティ・スクールの役割というのはもっと違うところにあるのではないのかという課題があります。全体をもう一回組み直して、1つの連携するスキームというか、仕組みをもう一度作り直したほうがいいのではないのかという提言になっています。

**川崎委員** 学校運営協議会と公民館と青少年健全育成協議会、この3つのつながりが上手くいってないということで、ここを動かそうという形の中でのことだと思うんですけど、やはり、最初に福島委員からありましたように、何のためにやるのかということをお前提とした場合に、それをまず考えて、それから最適な運営方法というか組織というようなものが見つかると思うんです。この下の事例を見ると、どうしてもこの3つの協議会ありきになって、ここの枠は越えきれないという感じがするんですけど、やはりこれは目的というか、課題をしっかり捉えると、もっと別の発想があるのかなと思っているので、これは中間報告なので、今後そういうことも踏まえてまた考えていただけるといいかなと思います。

**教育参事** 社会教育委員の会も結論ありきということではないんでしょうけど、大変貴重なご意見をお聞きしたので、もう一度、課題が何で、具体的にそれを解決するためにどうしなければいけないのかというところを、社会教育委員の会にフィードバックして、またさらに、最終的な報告につなげていただくようにしたいと思います。

**寺岡教育長** ありがとうございます。学校運営協議会は、あくまで学校長の教育目標を受けて、それをどう実現するかでございますので、今のような形で連携していけるといいと思います。これは中間報告でございますので、また課長から社会教育委員の会へお話をさせていただけるといいかなと思

います。  
それでは、他に質疑等もないようでございますので、次に移りたいと思います。

---

◎ その他（３）

【概要】 ※スポーツ健康課長より、第 72 回大分県民体育大会の結果について説明があった。

---

◎ その他（４） ※非公開

【概要】 ※スポーツ健康課長より、学校給食施設保護者説明会等について経過報告があった。

---

寺岡教育長 その他に何かございませんか。  
では、学校教育課参事、お願いします。

学校教育課参事 幼児教育無償化について説明させていただきます。ゴシック体で「10月  
から、保育料が無償化されます」と大きく書かれている資料をご覧ください。令和元年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、10月から幼児教育・保育の無償化が実施されます。この資料は、先週、公立幼稚園を利用している保護者の方へ配布したものです。表には、10月からは無償化のため、保育料を支払う必要がないこと、給食費、行事費等は無償化の対象外になること、ただし、年収 360 万円未満相当の世帯と第3子以降の子どもたちは、給食費の中の副食費＝ご飯・パンを除いたおかず分については、免除となること、の3点を説明しています。

裏面をご覧ください。預かり保育の無償化について説明しています。「預かり保育の無償化の対象になるためには、保護者が就労や就学、疾病などの理由があれば申請していただき、認定されれば、無償化の対象となること、また、預かり保育の利用日数に応じて無償化の対象となる上限額が変動し、実質負担が出てくる場合があること、を説明しております。なお、預かり保育を実施していない9園で児童クラブを利用している子どもたちにつきましては、預かり保育と同等の対応ができるよう、9月議会に補正予算を提出いたします。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課参事より説明がございましたが、教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** 全員が対象になって、無償化になるんですか。

**学校教育課参事** 保育料に関しましては、全員となっております。

**福島委員** 給食に対しては、年収によって変わるんですね。きちんとその辺は上手くできるんですか。

**学校教育課参事** こちらのほうで、今までも年収によって補助していた分がありますので、そのデータ等を活用していく予定にしております。

---

◎ その他（５）

**【概要】** ※令和元年８月定例教育委員会の開催日程について、令和元年８月 21 日（水）18：00 より開催することが決まった。併せて、９月定例教育委員会が、令和元年９月 24 日（火）18：00 より開催することが決まった。

---

◎ 令和２年度使用別府市立学校教科用図書の採択について ※非公開

**寺岡教育長** ここからは非公開の議案になりますので、恐れ入りますが、学校教育課以外の方は、ご退席をお願いいたします。

※学校教育課以外退席

**寺岡教育長** それでは議事日程第２、議第 44 号 令和２年度使用別府市立学校教科用図書の採択につきまして、提案理由の説明をお願いします。

以下非公開

---

◎ 閉会

**寺岡教育長** 以上で本日の議事は全て終了いたしました。以上を持ちまして、令和元年7月定例教育委員会を閉会したいと思います。本日はお疲れさまでした。

---

- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。